

裁判所法の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

「裁判所法の一部を改正する法律案」の全部を修正し、次の内容の「裁判所法及び法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律の一部を改正する法律案」とすること。

## 第一 裁判所法の一部改正

### 一 修習資金の返還猶予事由の追加

最高裁判所は、修習資金の貸与を受けた者について、修習資金を返還することが経済的に困難である事由として最高裁判所の定める事由があるときは、その返還の期限を猶予することができるものとすること。（第一条による改正後の裁判所法第六十七条の二第三項関係）

### 二 法曹の養成に関する制度の見直しにおける貸与制の検討

修習資金の貸与については、第二の法曹の養成に関する制度についての検討において、司法修習生に対する適切な経済的支援を行う観点から、法曹の養成における司法修習生の修習の位置付けを踏まえつつ、検討が行われるべきものとする。こと。（第一条による改正後の裁判所法附則第五項関係）

## 第二 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律の一部改正

政府は、法科大学院における教育、司法試験及び司法修習生の修習の実施状況等を勘案し、国民の信頼に足る法曹の養成に関する制度について、学識経験を有する者等により構成される合議制の組織の意見等を踏まえつつ、この法律の施行後一年以内に検討を加えて一定の結論を得た上、速やかに必要な措置を講ずるものとする。 (第二条による改正後の法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律附則第二条関係)

### 第三 施行期日

この法律は、公布の日から施行するものとする。ただし、第一の一は、公布の日から三月を経過した日から施行するものとする。 (附則関係)